

## 第5章 供用後の事後調査計画

供用後の事後調査計画は、表5-1、表5-2に示すとおりである。

表5-1 供用後の事後調査計画（項目）

環境要素	事後調査の項目	調査方法	調査時期	調査地点	基準値又は目安となる基準
大気質	ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る大気環境マニュアル」（平成20年3月）に定める方法	供用開始1年目 4回/年 （四季に1回：各季7日間）	5地点 ・馬場町会館 ・若草中央公園 ・青山小学校 ・関西電力変電所 ・馬場第2児童遊園	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の低質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準
低周波音	低周波音レベル	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月環境庁大気保全局）に準拠	供用開始1年目 1回/年 （施設の稼働が安定状態に達した時の24時間）	敷地境界 1箇所	「道路環境影響評価の技術手法2007改訂版」に示す指標値
悪臭	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法	供用開始1年目 2回/夏季 （施設稼働時、休止時）	敷地境界 1箇所	自主規制 臭気指数10
地下水	地下水質	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）に定める方法	4回/年	観測井戸 4箇所 （既設）	地下水環境基準

表5-2 供用後の事後調査計画（時期）

	事後調査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	平成30年度	ダイオキシン類		●			●			●			●
低周波音レベル			●										
臭気指数						●●							
地下水質			●			●			●			●	